

第9号

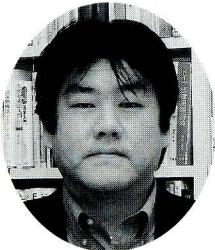
2002(平成14)年3月29日発行

# 沖縄法政研究会報

沖縄国際大学沖縄法政研究所 所長 山城 将美

〒901-2701 宜野湾市宜野湾2丁目6番1号 電話098-892-1111 内線2901・2902 FAX098-893-0384

## わが国の代理母論議について —母は常に確定している？— Mater semper certa est



所員（法学部助教授）熊谷久世

最近の生命科学の急速な進展に伴い、これまで法が予期していなかった問題、とりわけ生殖技術の進展から生ずる法律問題について、このところドイツやイギリス・アメリカを中心として盛んな議論がなされている。諸外国ではすでに立法化の動きが見られるものの、わが国では未だに法的対応の立ち遅れた分野である。

1992年3月に一組の日本人夫婦が渡米し、米国籍の女性との間で代理母契約を結び、この女性に夫の精子を人工受精し、出生した子を戸籍上で実子として届け出た。その後、他の日本人夫婦が、夫婦の受精卵を代理母と呼ばれる女性の子宮に着床させ、子を代理出産してもらうために渡韓したことが報道された。いずれも、不妊症に悩む日本人夫婦が、特定の斡旋業者を通じて契約を結び、しかもアメリカの斡旋業者がすでに日本に事務所を開設しているという事実が伝えられるにいたって、衝撃的な関心を呼んだ。昨年(2001年)5月には、わが国で初めての代理出産が行われていた事実が公表されると、ようやく厚生労働省は代理出産の禁止を含めた規制法案を国会に提出する方針を決定し、6月には厚生科学審議会に専門の作業部会を設置し、2003年の通常国会での成立を目指す見通しを示すに至った。

不妊治療技術を適正に普及させるための社会システム作りについては、すでにヨーロッパ諸国において先行しており、1980～90年代にはイギリスで「ヒトの受精・胚研究に関する法律」(1991)が、ドイツでは「胚の保護に関する法律」(1990)が成立するなど、法整備が着実に進んでいる。今や体外受精はほとんどの国で認められているものの、夫婦以外の第三者が関与する技術についての対応は各国さまざまである。ドイツは、卵子・受精卵の提供および代理母はいずれも罰則付きで禁止しており、受精卵の凍結保存も原則として認めていない。不妊治療を行うことのできる施設の技術水準まで決定する徹底ぶりである。イギリスは、代理母を含めてすべて認める一方で、それらの商業化には一定の制限を課しており、保健省の独立行政法人として設立されたヒト受精胎生学庁(HFEA)から認可された機関についてのみ、不妊治療を行う権限を認めている。アメリカは、州によって代理母、精子・卵子の提供が実施可能であり、アメリカ生殖医学会のガイドラインで年齢制限など